

青森県報

第千九百六十九号

平成十四年一月十一日(金曜日)

目次

告示

○字区域の変更……………(市興町課) ……一

○臨時の職業訓練の施行……………(労政能力開発課) ……二

○過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了……………(道路課) ……二

公告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……二

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……三

教育委員会

○青森県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う所管の指定……………(教育政策課) ……四

告

示

青森県告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、三厩村長から三厩村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

項の規定により告示する。

平成十四年一月十一日

青森県知事 木村守男

東津軽郡三厩村大字宇鉄字鉄山国有林五林班ぬい小班、七林班ね小班で、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九十九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の五から五ホ一までの点を順次連結する線及び五の点と五ホ一の点を結ぶ線で囲まれる区域、五ホ二から一の六までの点を順次連結する線及び五ホ二の点と一の六の点を結ぶ線で囲まれる区域を字東風泊に編入する。

五	点	X座標	+	一三七、三二一・九八メートル
		Y座標	-	三七、〇八五・八九メートル
一ホ一	の四点	X座標	+	一三七、三二八・五五メートル
		Y座標	-	三七、〇六三・五三メートル
一ホ一	の五点	X座標	+	一三七、三四三・二六メートル
		Y座標	-	三七、〇六五・一三メートル
五ホ一	点	X座標	+	一三七、三四四・六二メートル
		Y座標	-	三七、〇六五・九二メートル
五ホ二	点	X座標	+	一三七、三六一・二三メートル
		Y座標	-	三七、〇五一・二三メートル
一の四ホ一	点	X座標	+	一三七、三四七・七三メートル
		Y座標	-	三七、〇四〇・六四メートル

- 一の五 点 X座標 + 一三七、三五五・八三メートル
Y座標 - 三七、〇四〇・三八メートル
- 一の六 点 X座標 + 一三七、三六二・二一メートル
Y座標 - 三七、〇四三・八五メートル

青森県告示第九号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年一月十一日

青森県知事 木村守男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	雇用保険受給者等であつて、公共職業安定所長から職業訓練の受講指示を受けたもの	Web技術科	一月	一〇人
青森県立青森高等技術専門学校			建築物衛生管理科	三月	二〇人
青森県立弘前高等技術専門学校			ネットビジネス科	一月	一五人
青森県立八戸工科学院			パソコンビジネス科	二月	一五人
青森県立むつ高等技術専門学校			建築物内装施工科	三月	一〇人

青森県告示第十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十四年一月十一日

青森県知事 木村守男

路線名	九艘泊源藤城線	工事区間	下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班る小班から下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班る小班まで	工事の種類	改築（道路改良）	工事の完了の日	平成一三・三・四
-----	---------	------	--	-------	----------	---------	----------

公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 申請のあつた年月日
平成十三年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しゃらく
- 三 代表者の氏名
清水信敏
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市湊高台二丁目一三の一七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって保健福祉の向上に寄与することを目的とする。また、失業者及び求職者に対して職業能力開発事業を実施し、もって職業の安定と労働者の地位向上を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド青森店
青森市大字八ツ役字矢作一〇四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
代表取締役 山田昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
代表取締役 山田昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年八月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、〇七三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
二〇九台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
一〇〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
一七四平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 一〇立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十三年十二月二十一日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
2 期間
平成十四年一月十一日から同年五月十一日まで
3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1 提出期限
平成十四年五月十一日
2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課
3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十九条第八項の規定に基づき、青森県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う所管を、青森県教育庁教育政策課秘書広報班に指定する。

平成十四年一月十一日

青森県教育委員会教育長 佐藤正昭

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十七円八十五銭